

豊中市・日本政策金融公庫国民生活事業利子補給金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、株式会社日本政策金融公庫国民生活事業の融資制度による融資を受けた者に対し、予算の範囲内で市が利子の一部を補給すること（以下「利子補給」という。）により、その負担を軽減することを目的とし、その交付については、豊中市補助金等交付規則（昭和57年豊中市規則第15号。以下「規則」という）及びこの要綱の定めによることとする。

(利子補給申込対象者)

第2条 この要綱による利子補給を申込みことのできる者は、第5条の規定による登録の決定を受けた者とする。

(利子補給登録申込み対象者)

第3条 利子補給の対象となる融資（以下「利子補給対象融資」という。）を登録の申込をすることができる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。ただし、宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする者又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う者は除く。

- (1) 次項に掲げる融資を借り受けた者であること。
- (2) 利子補給登録申込時に、豊中市内に事業所を設置し、事業を開始していること（利子補給登録申込時に豊中市内に事業所を設置しようとし、事業を開始しようとする場合も含む。）。
- (3) 豊中市に法人市民税または市民税を納付していること。ただし、非課税若しくは免除の場合又は融資実行時において豊中市の課税対象者でない場合にあつては、この限りでない。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団密接関係者（豊中市暴力団排除条例（平成25年豊中市条例第25号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。）でないこと。

2 利子補給対象融資は、株式会社日本政策金融公庫国民生活事業の融資制度による普通貸付、新企業育成貸付又は企業活力強化貸付であつて、かつ、そ

の使途が市内の事業所の運転資金（市外の事業所への移転資金を除く。）又は設備資金であるものとする。

（利子補給の登録申込み）

第4条 この要綱により、利子補給金の交付を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、次の各号に掲げる書類を市長に提出することにより登録の申込みをしなければならない。ただし、市において前条第1項第3号に規定する要件を確認することができる場合は、本条第1項第3号に規定する書類の提出を省略することができる。

- (1) 豊中市・日本政策金融公庫国民生活事業利子補給金登録申込書（第1号様式）
- (2) 利子補給対象融資の実行を確認できる書類
- (3) 豊中市への法人市民税または市民税の納付が確認できる書類
- (4) 豊中市内に事業所を設置し、事業を開始していることの確認できる書類、又は、豊中市内に事業所を設置しようとし、事業を開始しようとしていることを確認できる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 利子補給の登録申込みは、第9条に規定する利子補給金交付対象期間内において1事業者につき1融資のみとする。

（登録の決定等）

第5条 市長は、前条の規定により申込者から利子補給金登録の申込みを受けた時は、その内容を審査し、要件を満たしている場合において、登録すべきものと認めたときは、豊中市・日本政策金融公庫国民生活事業利子補給金登録決定通知書（第2号様式）により、登録すべきでないとしたときは豊中市・日本政策金融公庫国民生活事業利子補給金登録不決定通知書（第3号様式）により、申込者に通知するものとする。

（登録決定の取消し）

第6条 利子補給金の登録を受けた者が、次のいずれかに該当するときは、市長は、利子補給金の登録を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき
- (2) 利子補給金に係る申込みに関し、虚偽又は不正の事実があるとき
- (3) 暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認めるとき

(4) その他市長が利子補給金の登録を取り消す必要があると認めるとき
(登録内容の変更)

第7条 申込者は、登録の内容に変更が生じたときは、速やかに豊中市・日本政策金融公庫国民生活事業利子補給金登録内容変更届（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

(登録抹消願)

第8条 申込者は、登録の抹消を願い出る必要が生じた場合は、豊中市・日本政策金融公庫国民生活事業利子補給金登録内容抹消願（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

(利子補給金の交付対象期間)

第9条 利子補給金の交付対象期間は、利子補給対象融資の融資実行日から起算して3年を経過する日（融資実行日から3年を経過する日が当該融資の約定返済日後である場合にあつては、最終約定返済日）までとする。

(利子補給金の額)

第10条 利子補給金の額は、対象者が支払った利子補給対象融資に係る利子の額（その額に100円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額（償還の遅延による利子の額を除く。以下同じ。））とし、利子補給対象融資の融資実行日現在における融資額（以下「当初融資額」という。）の限度額は200万円とする。ただし、利子補給対象融資の貸付利率が1.0%を超える場合にあつては、1.0%を貸付利率で除した率を当該利子に乗じた額とする。

2 前項の規定にかかわらず、前項の当初融資額が200万円を超える場合の前項の規定による利子補給金の額は、200万円を当初融資額で除したものを当該利子に乗じた額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、第1項の当初融資額が200万円を超え、かつ、利子補給対象融資の貸付利率が1.0%を超える場合の利子補給金の額については、1.0%を貸付利率で除した率に、200万円を当初融資額で除したものを乗じ、かつ、それに当該利子に乗じた額とする。

4 利子補給金の額は、毎年1月1日から同年12月31日までの間において、株式会社日本政策金融公庫に支払った利子をもとに算出するものとする。

(交付の申込み)

第 1 1 条 申込者は、当該年の利子支払終了後、翌年 1 2 月 2 8 日までに次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 豊中市・日本政策金融公庫国民生活事業利子補給金交付申込書（第 6 号様式）
- (2) 利子補給対象融資の利息支払証明書
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による交付の申込みは、遡ってこれを行うことはできない。
(交付の決定等及び交付)

第 1 2 条 市長は、前条の申込書（第 6 号様式）等の提出があったときは、その内容が前条までの規定に適合するか審査し、交付すべきものと認めたときは、豊中市・日本政策金融公庫国民生活事業利子補給金交付決定通知書兼確定通知書（第 7 号様式）により通知するものとする。

2 前項の規定による利子補給金は、口座振替により申込者に利子補給金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第 1 3 条 市長は、利子補給金の交付の決定を受けた申込者が、次の各号のいずれかに該当するときは、利子補給金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 利子補給金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱及び規則又はこれに基づく市長の処分に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な方法により利子補給金の交付の決定を受けたとき。
- (3) 暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認めるとき。
- (4) その他市長が利子補給金の交付の決定を取り消す必要があると認めるとき。

(利子補給金の交付請求)

第 1 4 条 利子補給金の交付を受けようとする対象者は、第 1 2 条の通知を受けたときは、すみやかに豊中市・日本政策金融公庫国民生活事業利子補給金交付請求書（第 8 号様式）を市長に提出しなければならない。

(利子補給金の返還)

第 1 5 条 市長は第 6 条又は前条の規定により利子補給金の登録又は交付の決定を取り消した場合において、当該取り消しにかかる部分について既に利子補給金を交付しているときは、期限を定めて、利子補給金の全部又は一部の

返還を命ずることができる。

(事業の継承等に係る利子補給金の申込み)

第16条 相続、譲渡、合併、分割等により対象者の事業を継承した者であつて、市長が認めるものは、当該対象者に替わって利子補給の申込みを行うことができる。

(協力)

第17条 市長は、第4条に基づき申込みをした者が暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当するかどうかに関して調査する必要がある場合は、大阪府警察に照会する際に必要な情報について、当該申込みをした者に対して、協力を求めることができる。

(その他)

第18条 この要綱の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から実施し、同日以後に利子補給対象融資を受ける者に係る利子補給について適用する。
- 2 この要綱は、平成25年10月1日から実施する。
- 3 この要綱は、平成26年4月1日から実施する。
- 4 この要綱の改正前の規定に基づく様式は、当分の間、必要な修正を加えたうえで、これを使用することができる。
- 5 この要綱は、平成27年10月1日から実施する。
- 6 この要綱は、平成28年4月1日から実施する。
- 7 この要綱の改正前の規定に基づく様式は、当分の間、これを使用することができる。
- 8 この要綱は、平成29年1月26日から実施する。
- 9 この要綱の改正前の規定に基づく様式は、当分の間、これを使用することができる。
- 10 この要綱は、平成29年4月1日から実施する。平成29年3月31日以前に利子補給対象融資（普通貸付又は新企業育成貸付）を借り受けた者については、なお従前の例による。
- 11 この要綱は、平成30年4月1日から実施する。平成29年3月31日

以前に利子補給対象融資（普通貸付又は新企業育成貸付）を借り受けた者については、なお従前の例による。